

「お知らせなんたん」への記事掲載の申し込みについて

南丹市では、市民の皆さんが参加できるサークルやイベント、催しの情報を「お知らせなんたん」に掲載しています。

この度、掲載手続の簡素化を図るため、団体などが記事掲載を希望される場合は、掲載申し込みをしていただければ、市への後援名義申請は「不要」としました。

【掲載の申込方法・注意事項】

掲載の申し込みは、「掲載依頼書」に必要事項を記載の上、原稿を添えて市役所関係課に直接または郵送で提出してください。

※「掲載依頼書」は、市役所各課に備え付けるほか、市ホームページからもダウンロードできません。

【掲載時の注意事項】

「お知らせなんたん」は、毎月2回(原則第2・4金曜日)、各行政区を通じて市民の皆さんにお届けしています。

掲載を希望される場合は、掲載を希望する号の発行日の40日前までに「掲載依頼書」と原稿の提出をお願いします。

紙面が限られているため、掲載できる情報は「お知らせなんたん掲載基準」に基づく優先順位により制限する場合があります。また、記事の内容は、必要最小限にしてください。

※掲載基準については、市ホームページでご確認ください。

(例) 「お知らせなんたん」第267号(2月24日発行)に「サークルの会員募集記事」を掲載したい場合の申し込みの流れ

1. あらかじめ情報政策課広聴広報担当に掲載を希望する内容について電話などでご相談ください。
2. 記事の内容から担当する市の課などをお知らせしますので40日前(1月15日)までに、「掲載依頼書」と原稿を提出してください。(期限厳守)
3. 情報政策課の広報担当者から、原稿内容の校正について連絡する場合があります。
4. 2月24日に「お知らせなんたん」(第267号)が発行されます。

■次の内容のものは掲載できません。

1. 市の品位、公共性または公益性を損なうおそれがあるもの
2. 営利目的の宣伝または広告活動になるもの
3. 政治活動、宗教活動または選挙活動になるもの
4. 意見や個人の宣伝になるもの
5. 掲載依頼用紙に必要事項の記載がないもの
6. そのほか、「お知らせなんたん」の目的と合致しないと判断できるもの

南丹市企画政策部情報政策課 お知らせなんたん担当
南丹市園部町小桜町47番地(〒622-8651)
市役所本庁1号庁舎2階 電話：0771-68-0065(直通) FAX：0771-63-0653
Eメール：kouhou@city.nantan.kyoto.jp
